

Title	大審院の創設とボアソナード意見書
Sub Title	Establishment of the court of cassation in Japan and a written opinion by Gustave Emile Boissonade
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.6 (1971. 6) ,p.98- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710615-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

大審院の創設とボアソナード意見書

向 井 健

解 題

明治八年二月のことである。当時の在朝在野の政界の巨頭たちが——すなわち東京より大久保利通が、山口より木戸孝允が、土佐からは板垣退助が——それぞれ大阪に会し、伊藤博文・井上馨らの幹旋を加えつつ、征韓論分裂以降の政局收拾の方途を商議したのは——。世にいう大阪会議が、これである。

かくて、同年四月十四日、太政官布告第五十八号をもって、立憲政体の詔が発せられた。

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ会シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願ニ中興日浅ク内治ノ事当ニ振作更張スヘキ者少シトセス朕今誓文ノ意ヲ拡充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ広

メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ権ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ図リ漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス汝衆庶或ハ旧ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク又或ハ進ムニ輕ク為スニ急ナルコト莫ク其レ能朕カ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ

さらに、同日、太政官布告第五十九号をもって、大審院の創置をみるにいたり、⁽¹⁾こえて同年五月二十四日、太政官布告第九十一号は大審院諸裁判所職制章程を新定した。⁽²⁾

大審院章程は左のとおりである。

- 第一条 大審院ハ民事刑事事ノ上告ヲ受ケ上等裁判所以下ノ審判ノ不法ナル者ヲ破毀シテ全国法憲ノ統一ヲ主持スルノ所トス
- 第二条 審判ノ不法ナル者ヲ破毀スルノ後它ノ裁判所ニ移シテ之ヲ審判セシメ又便宜ニ大審院自ラ之ヲ審判スルコトヲ得
- 第三条 已ニノ它裁判所ニ移シテ之ヲ審判セシムルノ後其裁判所

亦大審院ノ旨ニ循ハサル時ハ大審院更ニ自ラ之ヲ審判ス此ノ時
ハ本院判事合員會議シテ判決スヘシ

第四條 陸海軍裁判所ノ裁判權限ヲ越ユル者ハ其ノ裁判ヲ破毀シ
テ之ヲ当然ノ裁判所ニ付ス

第五條 各判事ノ犯罪其ノ違警罪ヲ除クノ外大審院之ヲ審判ス

第六條 國事犯ノ重大ナル者及内外交渉民刑事事件ノ重大ナル者ヲ

審判ス

第七條 各上等裁判所ヨリ送呈スル所ノ死罪案ヲ審閱シ批可シテ

送還ス其否トスルモノハ合員會議シ更ニ律ヲ擬シテ還付ス

第八條 大審院ノ審判ハ判事五人以上廷ニ列ス五人廷ニ列セサル

ハ審判スルコトヲ得ス

第九條 法律疑案アレハ大審院之ヲ弁明ス⁽³⁾

第十條 法律闕失アル者ハ補正ノ意見ヲ具ヘ司法卿ヲ經由シテ上

奏スルコトヲ得

第十一條 大審院判決録ヲ編纂シ上告ヲ破毀シ疑案ヲ弁明シタル

者ハ逐項記載シ其議決ノ原由ヲ叙録シテ之ヲ司法省ニ送致シ刊

行セシム⁽⁴⁾

第十二條 課ヲ設ケ務メヲ分ツコト左ノ如シ

第一民事課 第二刑事課

また、大審院職制にしたがえば、院長は一名、一等判事をもつて
これに當て、同院判事の長として、各課長を命じ、事務を分付し、
随時に各法廷に臨んで重要事件を臆理し、司法卿と往復すること、

大審院の創設とポアソナード意見書

さらに加えて、合員會議の議長として、判事の審論二岐に分れるも
のは多数に決し、兩議平分するものは自らこれを決することを掌
る、とされた。

大審院は、設立の由来よりこれをみれば、元老院と相對立するも
のであり、とうぜん初代院長には左大臣島津久光か右大臣岩倉具視
を据えて、太政大臣三条実美に匹敵させようと企圖したが失敗し、
同年五月に二等判事に任ぜられたばかりの玉乃世履が、大審院長事
務取扱を命ぜられるにいたつた。⁽⁶⁾

かくして、大審院は発足したが、同院の創設こそは、「司法權独
立の第一期」とも稱すことができよう。⁽⁸⁾

○

ポアソナード (Gustave Emile Boissonard) —— 彼は、数ある明治政
府の御備外人のなかにあつて、屹然とそびえたつ巨器である。⁽⁹⁾ かつ
て、杉山直治郎博士は彼をたたえて、「洋才和魂の法学者」とよば
れたのも、また故なしとしない。たしかに、彼のごとき、「すぐれ
た学者を迎えることができたことは黎明期の日本の法学界にとつて
は得難い幸福だつたといわねばならない」⁽¹¹⁾ であらう。⁽¹⁰⁾

さて、ここに覆刻・紹介をこころみようとするのは、大審院の発
足前後と推定される時期に、ポアソナードによつてものされた、同
院に関する意見書二編である。

原本は、慶應義塾図書館所蔵にかかる小田切盛徳旧蔵書中の「大
審院雜記」である。同書は、版心に文字をもたない青色十行野紙に

浄書された数種の筆録文書を綴込み、和装本の体裁に仕立てた一本であつて、表紙には「大審院雜記」と題され、小田切の署名がある。本書の主要内容を占める、ポアソナードとブスケ(Georges Hillaire Bouquet)⁽¹³⁾ 兩名の合記にかかる「大審院構成」なる文書は、司法省蔵版「質問録」に収録されている同名の一文とまつたく同一である。⁽¹⁴⁾

本稿に資料一として掲出するは、「大審院論附録」と題される青色十行野紙七葉に清書された文書、文末に「千八百七十五年」「東京ニ於テ」「シ。ポワソナード」とみえる。文中、「先日玉乃貴下へ御面談ノトキ」云々とあるが、すでに記述した大審院長事務取扱の玉乃世履を指称していることは、明らかであろう。行論中の、ポアソナードの挙示する三点は妥当である。

つぎに資料二として登載するのは、「大審院雜記」の末尾に収められる無題の一編であつて、青色十行野紙一葉に浄書された文書である。これは、すでに掲出した大審院章程第九条に対する改正意見であつて、「政府及ヒ諸卿ノ求ニ応シ」との文言の追加を論じた内容である。⁽¹⁵⁾

とまれ、大審院のまさに発足する時点にあつて、ポアソナードが同院に対する提言をこころみたことは、まことに時宜をえた挙といふべく、近代的司法制度の確立過程を考究するうえでの一資料として、本意見書の価値は看過できないであらう。

たしかに、「ポアソナードの努力は今日なお、われわれの法の遺産のなかに生きている」といふべきではあるまいか。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

(1) 大審院の設置とその周辺については、たとえば、尾佐竹猛「明治警察裁判史」一・二八頁以下、同「司法権の独立と大審院の創設」明治政治史点描・二一九頁以下のほか、石井良助「明治文化史・法制編」二一九頁以下、染野義信「司法制度——法体制確立期——」日本近代法発達史・第二巻・一〇六頁以下、田藤重光「司法制度の確立」国家学会雑誌・第五八巻・一三三頁以下、滝谷質「維新後における裁判制度の発達」法曹会雑誌・第一五巻・一〇三頁以下、小早川欣吾「明治法制史論(公法部・下巻) 九四二頁以下、池田寅二郎「司法ニ関スル法制」三一頁以下など参照。

(2) この大審院の組織は、当時としては、たしかに画期的な改革を示したものであるべく、それがフランスの破毀院(Cour de cassation)になつたであろうことも、想像に難くない。

なお、稲田正次博士は、この大審院職制章程の起草者として井上毅の名を挙げ、詳細な考証をこころみておられる(稲田「明治憲法成立史」上巻・二七九頁以下参照)。傾聴に値する推論である。

ちなみに、井上には、明治七年に草した司法制度意見案が存するほか、同八年三月の司法省改革意見は、注目すべきである。「井上毅伝」(史料篇・第一巻)一九頁以下、五四頁以下参照。

ところで、「大審院」なる用語の初出は、かならずしも分明とはいえない。菅見のおよぶかぎり、同六年一月二十七日に、荒木博臣・河村楯雄・鷲津寛光・楠田英世より正院に提出された上申書中にみえる、「都府ニ大審院ヲ置キ各裁判所ヲ総撰ス」なる文言には留意すべきであらう。

もつとも、この点に關しては、石井研堂「明治事物起原」(上巻)へ訂増補・昭和一九年版)一六八一—一六九頁参照。

(3) 第九条の趣旨につき、明治八年九月九日の司法省達第二十四号は、大審院章程第九条之儀ハ上告ヲ受ケタル上之レヲ破毀シ法律ノ疑条ヲ

弁明シテ他ノ裁判所ヘ示ス事ヲ言フモノニシテ法律ノ伺ヲ解明ストハ全ク別ナリトス依テ法律ノ条件ニ付テ解シ難キ儀有之ニ於テハ當省ヘ伺出候条此旨相違候事ト解釈している。

(4) 手塚豊博士は、近時、「大審院がその判決録を編集、公表するに至つた経緯については、残念ながら、私は全く知るところがない」(手塚「司法省御雇外人ヒルトとその建白書」法学研究・第四一卷三九二頁)と述べられているが、大審院がその判決録を編むことは、同院章程第十条において、そもそも規定されていたことなのである。

なお、博士が、「大審院判決録は、刑事、民事共に第一巻(明治八年七月—十二月分)はB6の形式であつた」(同上論文・九七頁註20)とするは、疑問である。

筆者所蔵にかかる「大審院刑事判決録」(第一巻)〈明治八年六月—十二月〉・「大審院民事判決録」(第一巻)〈同年七月—十二月〉は、ともにB5判である。両者が明治十年早々の司法省刊行であることは、右の同院章程第十一条を遵守しているものであろう。

(5) 玉乃世履については、手塚豊「玉乃世履——日本の名裁判官——」法学セミナー・第三六号五〇頁以下、同「岩国の生んだ初代大審院長玉乃世履」岩国ライブラリー・第三六号四頁以下参照。

(6) 間もなく、大審院の地位をめぐつて問題がおこり、紆余曲折の末、開拓使の上で諸省の次、と定められるにいたつた。かくて、大審院を元老院と併立せしめ、司法の權威を高めんとした企図は挫折した、といえよう。

(7) 前掲・団藤「司法制度の確立」三九頁。

(8) 家永三郎博士は、「第一に明治憲法の制定や大津事件の試験を経ることにより、司法権の独立はほんとうに制度的にも実際的にも確立したのであるうか、第二に日本国憲法の成立によりそれはいよいよ強化された

大審院の創設とポアンナード意見書

たと考えてまちがいないのであろうか。ここで端的に結論を述べるならば、私はそのような通説または常識は、厳密な学問的検討を経たものではなく、むしろ一片の神話——二十世紀の神話の一つにすぎないといつても、言いすぎではないと考えている」(家永「司法権独立の歴史的考察」五一—六頁)とされ、従来の通説にきわめて批判的である。

なお、丁野曉春「司法権独立運動の証言」法学セミナー・第一七六号九七頁以下より第一八三—四八頁以下にいたる七回連載は、戦前における司法権の独立の考察にとつて、貴重な論稿であらう。

(9) ポアンナードに関しては、向井健「ポアンナードの『家督相続見込』について」法学研究・第三二巻五号五一頁以下、および拙稿に引用・示す諸家の先行業績を参照されたい。

なお、近時に発表された研究文献として、たとえば、青山道夫「ポアンナード法学の側面」法史学及び法学の諸問題(星野通博士退職記念論集)・一頁以下、山中俊夫「明治初期刑事法思想の研究」同志社法学・第一〇四号一頁以下、同「明治初期拷問制度とポアンナード」同上・第一〇五号六七頁以下、梅溪昇「お雇い外国人」(日経新書)七七頁以下、三ヶ月章「ポアンナードの財産差押法案における執行制度の基本構想」民事訴訟の理論(中田淳一先生還暦記念)・下巻・一一九頁以下、手塚豊「井上毅の拷問廃止意見とポアンナードの井上宛書簡」法学研究・第四一卷一—七九頁以下のほか、福島正夫「旧民法と慣行の問題」法史学及び法学の諸問題(星野通博士退職記念論集)・二一九五頁以下などがある。

(10) 杉山直治郎「洋才和魂の法学者」帝国大学新聞・昭和二年一月二六日号。

(11) 野田良之「日本における外国法の摂取——フランス法——」現代法・第一四巻・二〇二頁。

(12) 御備外人一般についての諸家の先業は、梅溪昇「お雇い外国人——

概説——二二二頁以下所載の研究文献を参照。

- (13) ブスケについては、向井健「司法省御備外人ブスケと商法講義」法学研究・第四四卷一〇四頁以下参照。
- (14) 司法省蔵版「質問録」第三号一六二頁以下に収められる。
- (15) この章程第九条については、前註(3)および後註(17)参照。
- (16) 前掲・野田「日本における外国法の摂取——フランス法——」一九三頁。
- (17) 大審院職制章程は、明治十年二月十九日、太政官布告第十九号をもつて改正された。同院章程第九条は、この改正に際し、削除された。
- (18) 大審院創設前後の経緯については、かつて、荒木樫洲氏のものした二編の短文がある。すなわち、「法律新聞」第一八四一号所載の「大審院創立の由来」と、同紙第二〇四二号に登載する「創始時代の大審院」であり、ともに荒木博臣の息たる樫洲氏の所言ゆえ、興味ふかくもあり、かつ、かなりの信憑性がある。いま、後者の一部を引用したい。

なお、荒木博臣について、園田日吉「古人今人」佐賀人・第四卷六号一頁以下、七号四頁以下参照。
 創始時代の大審院

(前略)

今、其院創設の当初、皮切として挙げられた秋官諸子は左の通りである。

院務	二等判事	正五位	玉乃世履
管理	三等判事	從五位	楠田英世
	四等判事	從五位	青木信寅
	同	正五位	伊丹重賢
	同	從五位	水本成美
	五等判事	正六位	鷲津宣光

同 正六位 平賀義賢
 六等判事 從六位 荒木博臣
 七等判事 小倉衛門介
 大風 笠原半九郎 小橋多助 楠正位 岡本豊章
 中風 尾崎房豊 鈴木恒時 永井岩之丞
 土屋正直 柳津恂
 少風 遠山 旭
 權少風 權少風
 神代信之

検事局の職員は、今、俄に之を考察するの証憑に乏しいから、何れ精探の上、追録する事と為し、権大検事岸良兼養が五月十五日大検事(勅任)に陞叙して検事総長格に鎮座した事だけに止める、此御連中は皆悉く北邙一片の煙と化して今日現存する者とは殆んど記憶に存しない、小橋の実子で水本に養はれたのが現任大審院判事水本豹吉、所謂二代統子親子の大審院判事だ、永井の俾が協調会常務理事(休職鉄道省経理局長の永井亨、岡本の息捨蔵が壁紙製造の開祖、玉乃の遺児一熊が独逸帰りの関球術の名人、平賀の娘須磨子の配として養はれた義美は工学博士で大阪織物会社社長、元と石松氏を称へた、柳津の長男恒夫は陸軍歩兵少尉で、征露旅順の攻囲軍に加はり二百三高地攻撃の際、奮戦力闘して遂に陣亡した、笠原の玄関子が軍事参議官陸軍大将勇爵田中義一で、楠田のが前大阪控訴院検事長の小林芳郎、平賀のが枢密顧問官子爵金子堅太郎である。

資料一

今般日本国ニ於テ大審院被設候ニ付仏国大審院ノ規則ニ基キ更ニ改革スヘキ条々アルヲ思フ今茲ニ是カ為ニ許可ヲ得テ兩三ノ改革スベキ事ヲ掲ゲン

第一ノ改革

控訴院（或ハ他ノ裁判所ニテ終審シタル）ノ申渡中ニ法律適用ノ誤アルヲ以テ大審院ニテ之ヲ破毀スルトキハ第二ノ裁判所ニ於テ改テ訴訟ノ事柄ヲ審判スベキヤ又ハ前裁判所ノ事柄上ノ判決ヲ正当ト認テ只別に法律ヲ適用スルノミナルヤ

考ルニ第二ノ裁判所ニテ訴訟ノ事柄ヲ審判セサルヲ以テ正当トス元來前裁判ノ申渡中ニ法律ノ誤アルヲ以テ上告シタルモノハ大審院ニ於テ之ヲ破毀スルモ亦法律ノ誤アルヲ原由ス故ニ事柄ニハ少シモ關係ナキコトナリ

此說ヲ推及スルニ凡ソ大審院ノ破毀ハ前裁判中ノ法律適用ノ部ヲ取消スモノニシテ訴訟事柄上ノ判決ニ於テハ前裁判ノ申渡ハ其効驗全キモノトスベシ

既ニ刑事ニ於テハ仏国ニテモ其區別明瞭ナリ

譬ヘバ重罪ノ裁判ハ先ツ陪審官ニテ判決シタル事柄ヲ正当トナシ之ニ刑律ヲ適用スルニ誤アレハ其申渡シテ大審院ニテ破毀シ第二ノ重罪裁判所ニ差移ス然レトモ該裁判所ニテハ事柄ヲ再審セス故ニ新

タニ陪審官ヲ召バズシテ只刑律ヲ正当ニ適用スルヲ以テ其任トス（治罪法四百三十四條ヲ見ベシ）論者或ハ答テ曰ク重罪裁判所ノ申渡ハ原ト二個各別ノ審官ヨリ出ツ即チ陪審官ハ事柄ヲ判決シ裁判官ハ法律ヲ適用ス去レハ其申渡中裁判官ノ過チタルヲ以テ陪審ノ判決ヲモ再改セシムルノ理ナシ

此說元ヨリ是ナリ即チ重罪ノ申渡ニハ陪審アリ事柄ヲ判決ス裁判官アリ刑律ヲ適用ス然レトモ民事ニ於テ事柄ト法律適用トヲ同シ裁判官ニテ判決スルトキト雖トモ是亦刑事ト同一ニ論スルヲ得ヘシ（治罪法四百三十四條）令ヘ法律適用ニ誤リアルトモ是ヲ以テ事柄ノ判決若シ正当ナルヤ否ヤニ疑ヲ容ルムニ由ナシ（治罪法四百三十四條）假令ハ控訴院ニ於テ書類証拠人ニヨリ或ハ訴訟人ノ自白ヲ聞キタル上ニテ訴訟ノ事柄ヲ判決シタルトモ其正ニ法律ヲ適用スルニ当テ法章ノ正意ヲ誤解スルコトアリ然レハ則チ此誤解アルヲ以テ事柄上ノ判決ヲモ取棄ツル理ナカルベシ

事柄變セハ法律隨テ變ス未タ法律ノ變ズルニヨツテ事柄ノ變スルヲ見ズ
或人曰ク大審院ニテ控訴院ノ申渡ヲ破毀スルヤ其申渡ノ全部ヲ破毀スルモノニシテ其一部ヲ破毀スルニ非ズヤト

此言正当ナラズ譬ハ控訴院ノ申渡ノ判決條目ノ中法律上ノ誤アル一二ケ条ノミヲ破毀スルトキハ他ノケ条ハ元ノ如ク殘ルコトナリ（治罪法四百三十四條）或人又曰ク凡ソ同一ノ訴訟ニ付其事柄ハ一ノ控訴院ニテ判決シ其法律ハ他ノ控訴院ニテ適用スルハ奇異ナラスヤト此言又取ルニ足ラス余之ニ答テ曰ク重罪ノ上告ニ於テハ既ニ一例アリ即チ最初ノ重罪裁判所ニ於テ判決シタル事柄ヲ其儘取用ヒ再次ノ重罪裁

判所ニテハ只新ニ刑律ヲ擬スルノミ又曰ク民事ノ訴訟ニ於テモ此例アリ(民法千三百(五十一條))譬ハ一ノ控訴院ニテ原告人或ハ被告人ノ申立ノ中ニ既ニ他ノ裁判所ニテ判決シタル事柄アルトキハ其申立ヲ取上ケズ是ヲ既ニ判決シタル事件ナルヲ以テ故障ヲ述ルコトト云

第二改革

場合に依テハ訴訟ノ事柄ヲ調直スノ權ヲ大審院ヘ与フベキヤ此論ヲ決スル容易ナラズ

先ツ重罪ノ事件ニ於テハ其場合ヲ定メ大審院ニテ事柄ノ調直シヲ為スノ法ハ日本國ニ於テハ採用アリ度コトナリ(但シ調直ノ上又他ノ重罪其他民事及ヒ懲治ノ事件ニ於テモ左ノ場合ニ於テハ事件ノ調直シヲナシ度コトナリ)

仮令ハ初告裁判所或ハ懲治裁判所ニ於テ一ノ見込ヲ以テ事柄ヲ判決シ又控訴院ニテハ他ノ見込ヲ以テ其事柄ヲ判決スルトキニハ仏國ノ法ニテハ控訴院ノ見込ヲ以テ正當ナルモノトス

然レトモ前裁判所ノ見込ヲ是トスル説ハ前裁判所ノ判事及ヒ控訴院ノ判事ノ中ニモ之アリ此ニケ所ノ判事ノ説數ヲ算計スルニ前裁判所ノ見込ヲ是トスル説數過半ナルコトアル理ナリ譬ヘハ前裁判所ノ判事二人或ハ三人ノ同説ヲ以テ見込ヲ立テタルニ控訴院ニテ之ヲ是トスル判事三人非トスル判事四人アレバ此四人ノ説ハ控訴院中ノ過半ノ數ニテ即チ該院ノ見込ナリ(前裁判所ノ判事控訴院判事ノ數ヲ合セテ算スルニ是トスルノ説五人或ハ六人アリ)

右ノ場合ニ於テ控訴ノ負公事タル者ハ大審院ヘ上告シ法律上ノ論並ニ事柄上ノ論ニ付テ該院ノ審判ヲ願フヲユルスハ正道ニアラスヤ大審院ニテハ決シテ事柄ヲ審判セサルコトナレハ別ニ控訴院ヲ撰ヒ

テ其事柄ヲ已決審判セシムルモ可ナリ右改革ニ付テハ歐洲ノ法學者伊太利國ニ於テ會議シ該國ノ政府ヘ之ヲ建言ス此説多クハ採用アラント思ハル

第三ノ改革

仏國ニ於テハ大審院ヘ上告ストモ前裁判ノ執行ヲ中止セズトスモシ此中止ヲ許セハ頑固ナル訴訟人已レノ曲ヲ知りナガラ唯時日ヲ遲延スルカ為メニ上告スル者アルノ恐れアリ

然レトモ既ニ仏國初告裁判所ノ申渡執行ノ急ナルヲ要スルトキ或ハ控訴又ハ故障ヲナストモ其申渡中改易スベキコトナシト思ハルムトキハ控訴又ハ故障ニ管セス其申渡ヲ仮ニ執行スルコトアリ去レハ大審院ヘ上告スルトキモ亦前裁判ヲ仮ニ執行スルヲ許セバ可ナラン

何レニセヨ今度日本ノ大審院ニ於テモ願書局ヲ設クルコトナレハ願書局ハ元ヨリ旨趣ノ立ザル上告ヲ取捨ツルノ任ニアリ故ニ至急ニアラサル場合ニハ願書局ニテ上告ヲ許セハ前裁判ノ申渡ハ中止スト定ムベシ或ハ又民事局ノ吟味中ニ前裁判ノ勝公事(即チ上告被告人)前裁判ヲ執行セント欲スル者ハ必ズ保証金ヲ出シ置キ民事局ニテ前裁判ヲ破毀セラレ第二ノ裁判所ニテ負公事トナルトキハ上告原告人ニ對シ相応ノ償ヒヲ出サシム

右等ノ改革ハ元ヨリ公理ノ欲スル所ト雖トモ歐洲各国ニハ風習及ヒ旧弊ノ為メニ容易ニ行ハレ難キ情アレトモ今度日本國ニ於テ我國ノ法律ヲ採用スルニ際シ各国ニ先立テ始メテ此改革ヲ行ヘハ歐洲豈之カ為メニ一驚セザラン哉

先玉玉乃貴下ヘ御面談ノトキ不取合申上候大審院上告ノ事件中

其上告ヲ許スモノトユルサマルモノトノ比例ノ數即チ仏國ノ裁判
判惣表ヲ閱スルニ先日申上候數ト異ナラズ序ナガラ之ヲ左ニ記
ス

願書局ニテ上告ヲ許スモノ三分ノ一許サマルモノ三分ノ二ナリ

民事局ニテハ前裁判ヲ破毀スルモノ一半アリ又前裁判ヲ正当トスル
モノ一半アリ

刑事局ニテハ上告十件ノ内一件ハ前裁判ヲ破毀シ九件ハ前裁判ヲ正
當トナス但シ刑事ノ上告ハ願書局ヲ過キス直チニ之ヲ刑事局ニテ審
判ス

千八百七十五年

東京ニ於テ

ジ。ボワソナード

資料二

ボワソナード

仏國ニ於テ法律改正或ハ新法布告ノ時ニ當リ政府及ヒ諸卿ヨリ大審
院ノ見込ヲ聞クコトアリ併シ既ニ布告アリシ法律ノ疑條ノ弁明ハ政
府及ヒ諸卿ヨリ大審院ヘ尋ヌル能ハス又各人民ト雖トモ之ヲ願フノ
權ナシ大審院ハ各人或ハ檢事ヨリノ上告ヲ受ケ或ハ前裁判ヲ破毀シ
或ハ之レヲ正当トス是所謂大審院ニテ疑條ヲ弁明スルナリ

案スルニ日本大審院ニ於テハ法律ノ疑條弁明ヲモ政府及ヒ諸卿ノ求
メニ応シ之ニ答フベシ然レトモ各人民ヨリ之ヲ求ムルヲ許スベカラ
ズ故ニ大審院章程第九条ノ文面ニ「政府及ヒ諸卿ノ求ニ応シ」ノ字

大審院の創設とボワソナード意見書